

タッチ決済乗車取扱規則

2025年9月1日制定

株式会社東海バス

株式会社東海バスタッチ決済乗車取扱規則

第1編 総則

(目的)

第1条 この規則は、株式会社東海バス（以下「当社」という。）における、当社が定めるクレジットカードの非接触決済（以下「タッチ決済」という。）を利用した乗車に関する使用条件を定め、もって利用者の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 当社において旅客の運送等を行うタッチ決済カードは、次の各号のとおりとする。

- (1) Visaカード
 - (2) Masterカード
 - (3) 中国銀聯カード
 - (4) JCBカード
 - (5) American・Expressカード
 - (6) DinersClubカード
 - (7) Discoverカード
 - (8) タッチ決済機能があるデビットカード
 - (9) タッチ決済機能があるプリペイドカード
- 2 前項にかかわらず、次の各号に定めるクレジットカードにおいては、各号に定める取扱いを行わない。
- (1) タッチ決済媒体機能がないクレジットカード
 - (2) タッチ決済媒体機能がないデビットカード
 - (3) タッチ決済媒体機能がないプリペイドカード
- 3 この規則に定めのない事項については、法令、当社の運送約款に関する別に定めるところによる。

(用語の意義)

第3条 この規則における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「タッチ決済」とは、近距離無線通信規格（NFC）TypeA/Bを活用したEMVコンタクトレス決済のことをいう。
- (2) 「決済媒体」とは、タッチ決済で乗車を行うことができるクレジットカード・デビットカード・プリペイドカード（以下まとめて「カード」という。）またはカード機能を搭載している携帯情報端末等の機器のことをいう。
- (3) 「タッチ決済乗車」とは、提携する事業者の運用するサーバ上のクラウド型交通乗車システムの機能を利用した電子式証票の入出場情報による乗車のことをいう。
- (4) 「クレジットカードリーダー」とは、決済媒体から情報を読み取るための機器のこと

をいう。

- (5)「発行者」とは、タッチ決済を使用して乗車することができるカードを発行する者およびタッチ決済を使用して乗車することができるカード機能を提供している者のことをいう。

(タッチ決済利用の制限または停止)

第4条 当社は、利用者の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときはタッチ決済利用の乗車区間、乗車方法等使用可能時間等の制限または停止することができる。

なお1回の乗車につき1枚のカードにて複数名の利用ができるものとする。

- 2 前項の規定による制限または停止をする場合、その旨を当社HPに掲示する。
- 3 本条に基づくサービスの制限または停止により生じた損失損害に対し、当社の責任は負わないものとする。

(利用履歴の確認)

第5条 利用者は、タッチ決済乗車サービス提携事業者のQUADRAC株式会社が管理するWebサイトQ-move ポータルサイト（以下「本件ポータルサイト」という。）において会員登録することで、決済媒体による乗車日、利用区間、乗車運賃等のタッチ決済利用に関する記録を確認することができるものとする。

- 2 前項の確認は、本件ポータルサイトにアクセスした日から最大365日前の乗車分まで行なうことができるものとする。ただし、本件ポータルサイトの利用規約の変更や同サイトの不具合等の特別な事情がある場合は、この限りではない。

(決済方法)

第6条 タッチ決済利用による決済方法は、利用者が使用する決済媒体の発行者の定めによるところによる。

(禁止事項)

第7条 決済媒体と他の乗車券を併用してタッチ決済利用することはできない。

- 2 対応する機器の故障、システム障害等により決済媒体の読取りができないときは、タッチ決済利用することはできない。
- 3 旅客の決済媒体について、有効期限終了や利用可能枠を超えてる等、発行者による使用制限または使用停止の措置を受けて決済媒体を使用できないときは、タッチ決済利用することはできない。
- 4 決済媒体に登録された名義人本人以外が当該決済媒体を使用してタッチ決済利用することはできない。
- 5 旅客は、偽造・変造または不正に作成された決済媒体をタッチ決済利用することはできない。

(不正使用に対する旅客運賃・割増運賃の收受)

第8条 前条の規定に該当し使用した場合、運送約款の定めにより現金運賃に基づいた普通旅客運賃・割増運賃を收受する。

(免責事項)

第9条 決済媒体において、発行者に起因する利用者の損害または発行者のサービス機能にか

わる利用者の損害等については、当社は責任を負わない。

- 2 本規則に定めのない、決済媒体を使用したサービス（当社が提供するものを除く。）に関して生じた利用者の損害等については、当社は責任を負わない。
- 3 利用者が決済媒体を使用するために利用している通信提供事業者のシステム障害および回線障害等に起因する障害等については、当社は責任を負わない。
- 4 決済媒体の利用における情報端末機器の通信費用等については、利用者が負担する。
- 5 紛失した決済媒体の使用等、第三者による決済媒体を不正に使用したタッチ決済利用により、当該決済媒体の名義人に損害等が生じた場合であっても、当社は責任を負わない。

附則 この規程は2025年9月1日から施行する。